

新居浜市告示第75号

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定による特定工程及び同条第6項の規定による特定工程後の工程を指定するので、同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月31日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 指定する特定工程に係る中間検査（以下「中間検査」という。）を行う区域
新居浜市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
 - (1) 構造 全ての構造
 - (2) 用途 住宅の用途を含む用途
 - (3) 規模 地階を除く階数が3以上の規模
- 3 指定する特定工程
次の各号に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程（これらの構造を併用する場合は、いずれか早期に終える工事の工程）とする。ただし、構造耐力上主要な部分を法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等とした建築物、法第18条の規定の適用を受ける建築物及び法第85条の規定の適用を受ける建築物の工事の工程については、この限りでない。
 - (1) 木造その他これに類する構造 土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあっては耐力壁）工事の工程
 - (2) 鉄骨造その他これに類する構造 2階床の鉄骨建て方工事の工程
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造 2階床の配筋工事の工程
- 4 指定する特定工程後の工程
次の各号に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程とする。
 - (1) 木造その他これに類する構造 土台、柱、はり、小屋組、筋かい等の構造上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）が隠蔽されることになる壁の外装工事又は内装工事
 - (2) 鉄骨造その他これに類する構造 柱、はり、筋かい等の構造上主要な軸組が隠蔽されることになる壁の外装工事又は内装工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造 2階のはり及び床のコンクリート打込み工事
- 5 施行期日
この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成28年7月1日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請が受理された計画に係る建築物について適用する。